

## [課題]

### 第1回課題 (1,500字以内)

民法では、私的自治の原則のもと、各人は、自らが欲する通りに自由に契約を締結して、生活を便利に送ることができるようになっていきます。しかし、各人の好き勝手になんでも許していたのでは、他人に迷惑をかけるなど、不都合な結果が生じる場合も出てきます。そこで、民法では、私人間の関係に、過失責任の原則を導入し、私人間の利害関係を調整するルールを築いてきました。この過失責任の原則について、それが適用される民法の規定を具体的に挙げながら、説明しなさい。

## [本文]

民法521条には「何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約をするかどうかを自由に決定することができる。契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。」と明記されている。封建社会の身分的支配を打破して成立した近代市民社会は、市民の独立・自由・平等を前提に、その自由な意思に基づいて社会関係が形成されることを理想とした。これを私的自治の原則という。<sup>1</sup>

しかし、個人の自由を濫りに許してしまえば、そもそも民法第1条の「私権は、公共の福祉に適合しなければならない。権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。権利の濫用は、これを許さない。」という基本原則が崩れてしまう。

そこで、市民同士の利害を調整するために、民法第709条で「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」と定めている。市民同士はそれぞれの自由な意思に基づき、対等な立場で締結された契約による権利義務関係に拘束される。と同時に、自らの意思（故意）や過失（注意義務違反）によって、他人に損害を与えた場合には、その損害を填補しなければならない責任が生じる。<sup>2</sup>

その賠償責任には、自己責任と過失責任の2つの原則がある。自己原則の責任とは自分自身の行為についてのみ責任を負うというものである。過失責任の原則とは、他人に損害を与えた場合、自分自身の行為とはいえ常に賠償責任を負うのではなく、自己の行為に故意または過失といった非難される点があった場合にのみ、賠償責任を負うという原則である。十分注意して行動した場合には、担任に損害を与えたとしても責任を負わないとするもので、近代社会における市民活動の自由を保障するものと言える。<sup>3</sup>

民法709条で定める損害賠償請求が成立するためには、損害の発生、因果関係、故意又は過失、違法性、責任能力の5つの要件が必要である。とりわけ、自動車事故や医療事故などの事故発生時において、故意又は過失の認否が刑法と民法で異なっているので注意が必要である。

民法第709条における「故意」とは、予見、すなわち、損害の発生を認識しながら行動したということの意味する。「過失」とは、注意義務違反、すなわち、必要な注意を欠いたために事故や損害を発生させてしまったことである。過失は「予見可能性」と「結果回避義務違反」とによって判断される。予見可能性とは、予見はなかったが、注意すれば予見できたはずであるという

ことであり、結果回避義務違反とは、損害発生を回避すべき一定の注意義務を怠ったことである。民法は第722条の2項に見られるように、いたずらに加害者の責任を問うものではなく、あくまで利害関係の調整という側面が強い。<sup>4</sup>

また、契約によって発生した債務が任意に履行されず、債権者の不利益が生じている場合、民法415条において「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。」と定めている。債務者の帰責事由とは、債権者の故意・過失等を意味する。物やサービスの売買契約においても、民法で債権者、債務者ともにその責任範囲を明確にすることで、利害調整がはかられている。<sup>5</sup>

文字数：1495字

<引用・参考文献>

---

<sup>1</sup> 谷口貴都・松原哲編著『基礎からわかる法学』（第2版）成文堂，2013，pp.47

<sup>2</sup> 同上，pp.5 参考

<sup>3</sup> 同上，pp.79 参考

<sup>4</sup> 同上，pp.80 参考

<sup>5</sup> 同上，pp.62 参考